

改正

平成20年3月26日

所沢市有料広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、所沢市有料広告の掲載に関するガイドライン3(2)に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

2 基本的な考え方

市が管理する広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない。そのため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つものでなければならない。

3 規制業種又は事業者等

次に掲げる業種又は事業者等の広告は、掲載しない。

- (1) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (2) 投機的商品に関するもの
- (3) ギャンブルに関するもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (5) 風俗営業類似の業種
- (6) 興信所
- (7) 社会問題を起こしている業種又は事業者

4 掲載基準

次に掲げる事項のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 広告内容に対して、広告主が責任を果たすことができないおそれが強いもの
- (6) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

5 表示基準

表示内容については、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 当該広告に係る法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守すること。
- (2) 市又は国等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと。
- (3) 広告であることを原則として明示すること。
- (4) 広告主の名称、所在地及び連絡先を原則として明示すること。
- (5) 肖像権及び著作権を侵害しないこと。
- (6) 誇大な表現や射幸心をあおるような表現をしないこと。

附 則

この基準は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日）

この基準は、平成20年4月1日から施行する。